

警察に福祉専門職を

岡崎で昨年死亡事案も

警察庁は二〇〇四年、「障害をもつ方への接遇要領」を作成し、全国の警察署へ配った。健太さんの事件の三年前だ。「パニックになって大声を出している人がいる」と通報があった場合、「強引に押さえつけようとする、パニックが増幅して余計に暴れることもあります」と説く。藤岡弁護士は「健太さんの事件で警察官は誰一人、この要領を知らず、機能しなかった」と指摘する。

現場の警察官が職務質問などの際、障害そのものに気づきにくい場合もある。名古屋地検の社会福祉アドバイザーとして、検察官や容疑者らの相談に応じる日本福祉大の鷲野明美教授(四八)=司法福

祉、刑事政策)は、警察にも社会福祉士などの福祉専門職を置き、地域の福祉関係機関と連携するよう提案する。

「障害者自身が障害を申し出るのは難しく、研修などを通じて障害の特性などを知る努力をしないといけない。警察官たちが管轄地域にどんな人がいるか把握し、専門職に相談できる体制があれば、通報があつても慌てずに対応できる」

昨年十一月には愛知県警岡崎署の留置場で、精神障害のある勾留中の男性が体を拘束され、死亡する問題も起きた。健太さんの会は声明で「障害のある人を取り巻く状況は十五年たった今でも変わりはない」と指摘し、警察庁に対し、全国の警察官に「障害のある人に配慮した適切な職務執行がなされるよう指導改善す